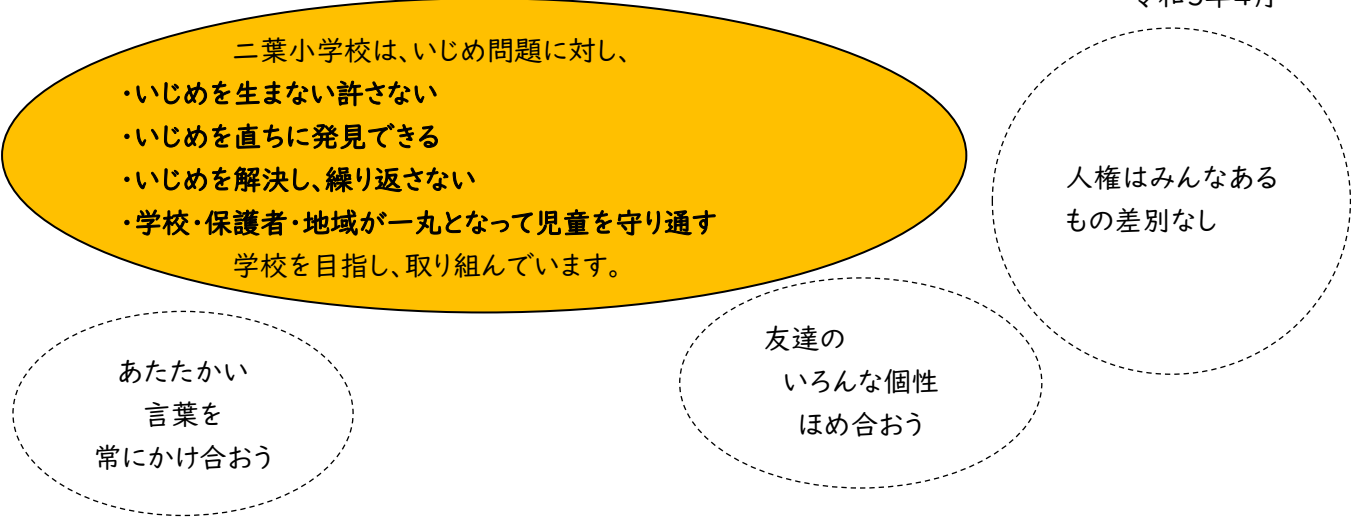


# 墨田区立二葉小学校いじめ防止基本方針【概要版】

令和5年4月



## <いじめ問題への具体的な取組>

<p><b>いじめを生まない許さないために</b> (未然防止のための取組)</p> <p>①教員の指導力の向上と組織的対応</p> <p>②いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりをしないための取組</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・互いの関係や絆を深める異年齢集団活動</li><li>・いじめに関する授業の実施</li><li>・学校便り、学年通信等による啓発活動</li></ul>	<p><b>いじめを直ちに発見できるように</b> (早期発見のための取組)</p> <p>①いじめの「見える化」</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・生活意識調査の実施</li><li>・SCによる5年児童の全員面接の実施</li></ul> <p>②いじめの確実な発見</p> <p>③保護者・地域との連携</p>
<p><b>いじめを解決し、繰り返さないために</b> (早期対応のための取組)</p> <p>①学校いじめ対策委員会を中心とした学校全体の迅速な対応</p> <p>②被害児童・加害児童・周囲の児童への取組</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・複数教員による声かけ、送り迎え等の対応</li></ul> <p>③教育委員会・関係機関との連携</p> <p>④保護者・地域との連携</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・学校便り、学年通信等による情報提供</li></ul>	<p><b>学校・保護者・地域が一丸となって児童を守り通すために</b>(重大事態への対処)</p> <p>①被害児童の保護・ケア</p> <p>②加害児童への働きかけ</p> <p>③教育委員会・関係機関(福祉、医療機関、PTA、民生児童委員等)と一体になった対応</p> <p>④保護者・地域との連携</p> <p>⑤再発防止を目的に事実関係を明確にするための調査</p>

## <いじめ防止等のための組織>

<p>いじめ対策校内委員会</p> <p>*いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織</p> <p>&lt;委員構成&gt; 校長、副校長、生活指導主任、教務主幹、いじめ対策担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、当該学年主任と担任</p>	
<p>学校サポートチーム</p> <p>*いじめの未然防止及び発生時における対応機関としての組織</p> <p>&lt;委員構成&gt; 校長、副校長、PTA会長、学校運営連絡協議会委員(民生児童委員、青少年委員を含む)</p>	<p>その他 関係機関等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・子育て支援総合センター</li><li>・地域町会</li><li>・警察 など</li></ul>

※「いじめ」の定義 <いじめ防止対策推進法より>

児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であり、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

# 令和5年度 墨田区立二葉小学校いじめ防止基本方針

令和5年4月  
墨田区立二葉小学校  
校長 山崎 隆

## 1 いじめ問題への基本的な考え方

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第1章第2条より）

この定義を踏まえ、被害の児童の生命、心身、財産などを徹底して守り通さなければならない。すべての児童に対し、いじめに関する理解を深め、いじめを知りながら、見て見ぬふりをせず、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにしなければならない。また、教員が一人で対応することなく、学校全体で組織的に取り組まなければならない。その際、学校はもとより、教育委員会、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、社会全体でいじめ問題を克服することを目指して行うことが必要である。

- ① 学校全体で一丸となって組織的に対応する。
- ② 教員の指導力の向上を図る。
- ③ 被害の児童からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、児童が安心して学校生活を送ることができるように守り通す。
- ④ 周囲の児童がいじめを見て見ぬふりをせず、声を上げられる学校づくりを進める。
- ⑤ 保護者・地域の方・関係機関と連携し、社会全体で取り組む。

## 2 学校及び教職員の責務

教職員は保護者・関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組み、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する職責を有する。

## 3 いじめ防止等のための組織

### (1) いじめ対策校内委員会

#### ① 設置の目的

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置く。

#### ② 所掌事項

- 校内のいじめ未然防止対策に関すること。
- 家庭・地域との連携によるいじめの未然防止対策に関すること。
- いじめ発生時における具体的な対応に関すること。
- いじめ発生時における家庭・関係機関との連携にかかわること。

#### ③ 会議

生活指導部を中心に委員を構成し、年10回の定例会議及びいじめ発生時における対応として臨時に行う。

#### ④ 委員構成

校長、副校長、生活指導担当主幹教諭、教務担当主幹教諭、いじめ対策担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、当該学年主任と担任、委員会活動・クラブ活動等で当該児童と関わりのある教員

## (2) 学校サポートチーム

### ① 設置の目的

学校はいじめの未然防止及び発生時における対応機関として、学校サポートチームを置く。

### ② 所掌事項

- 校外のいじめ未然防止対策に関すること。
- 家庭・地域との連携によるいじめの未然防止対策に関わること。
- いじめ発生時における具体的な対応に関すること。
- いじめ発生時における家庭・関係機関との連携に関わること。

### ③ 会議

学校運営連絡協議会と兼ね、年3回定例会議を行う。

### ④ 委員構成

校長、副校長、生活指導担当主幹教諭、教務担当主幹教諭、PTA会長  
学校運営連絡協議会委員（民生児童委員、青少年委員を含む）

## 4 段階に応じた具体的な取組

### (1) 未然防止のための取組

#### いじめを生まない許さない学校づくり

#### ① 教員の指導力の向上と組織的対応のために

- ・生活指導で情報交換を行い、全教職員が全児童の学級担任である自覚をもって、共通した指導を行う。
- ・いじめ対策校内委員会を設置する。
- ・いじめに関する研修を実施する。

#### ② いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりをしないための取組

- ・互いの関係や絆を深める異年齢集団による活動（たてわり活動）を行う。
- ・いじめに関する授業を実施する。（年間3回）
- ・児童に授業で学び、主体的に考え、児童自身がいじめ防止を訴えるような取組の支援をする。

### (2) 早期発見のための取組

#### いじめを直ちに発見できる学校づくり

#### ① いじめの「見える化」のために

- ・生活意識調査の実施：I-check（年2回）
- ・スクールカウンセラーによる5年児童の全員面接を実施する。
- ・校内巡視等で児童の観察を行う。
- ・年3回のふれあい月間で「いじめ実態調査」を実施し、結果を分析・活用する。

#### ② いじめの確実な発見のために

- ・幼保小中の連携をする。
- ・「いじめ発見のチェックシート」を用いて児童の状況観察を行う。

#### ③ 保護者・地域との連携のために

- ・学校だよりや保護者会を積極的に活用し、学校いじめ防止基本方針について説明をする。
- ・学校だよりや保護者会を通じて、保護者・地域にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの紹介をする。
- ・学童クラブとの連携をする。

### (3) 早期対応のための取組

#### いじめを解決し、繰り返さない学校づくり

#### ① 学校いじめ対策委員会を中心とした学校全体の迅速な対応のために

- ・情報を整理する。
- ・緊急に会議を開き、教職員の役割分担を明確化する。

#### ② 被害児童・加害児童・周囲の児童への取組

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用する。(被害の児童と保護者のケア)
- ・複数の教員による、声かけ・登下校時の付き添い等、状況によって判断して実施する。
- ・いじめを伝えた児童を守り通す。(登下校時の教員の付き添い・見守り・積極的な声かけ等)スクールカウンセラーと連携した助言をする。
- ・加害児童に対する指導を徹底する。

### ③教育委員会・関係機関との連携

- ・早期に教育委員会に報告して、情報を共有する。
- ・警察、児童相談所との連携を図る。

### ④保護者・地域との連携

- ・保護者会を開き、積極的に情報を提供する。
- ・PTAに情報を提供する。

## (4) 重大事態への対処

### 学校・保護者・地域が一丸となって児童を守り通す

#### ①被害児童の保護・ケア

- ・複数の教員が間断なく見守る体制を構築する。
- ・スクールカウンセラーによるケア。
- ・スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問をする。

#### ②加害児童への働きかけ

- ・必要に応じて、児童・保護者をケアする。

#### ③教育委員会・関係機関(福祉、医療機関、PTA、民生児童委員等)との連携

- ・教育委員会と一体になって対応する。

#### ④保護者・地域との連携

- ・緊急保護者会を開催する。個人情報に十分配慮した上で、状況・対応を説明する。

#### ⑤再発防止を目的に事実関係を明確にするための調査。

- ・教育委員会が設置する「墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会」による調査に全面的に協力する。

## 5 教職員研修計画

- (1) 職員連絡会等における「学校いじめ防止基本方針」の徹底を図る。
- (2) 研修会を実施し、教職員の意識改革を図り、指導力を向上させる。

## 6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) PTA役員会での啓発を行う。
- (2) 学校便り、学年通信等による啓発活動を実施する。

## 7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 問題が家庭内に起因する場合は、子育て支援総合センターとの連携を図る。
- (2) 問題が地域社会に起因する場合は、地域町会への働きかけを行う。
- (3) 問題が犯罪行為として取り扱われる場合には警察と連携する。

## 8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 毎年度末に「いじめ防止対策」について全校児童及び保護者からの評価を行う。
- (2) 毎年度末に「いじめ防止対策」について学校運営連絡協議会より評価を行う。
- (3) 上記の学校評価の基、毎年度必要に応じて基本方針の改善を行っていく。